

# 青森県報

号外第五十七号

平成十四年五月三十一日(金曜日)

## 目次

INTER誘致推進室設置規程……………	(人事課) ……
青森県災害対策本部の班に関する規程の一部を改正する訓令……………	(防災消防課) ……

## 訓令

青森県訓令甲第三十三号

庁中一般  
各出先機関

INTER誘致推進室設置規程を次のように定める。

平成十四年五月三十一日

青森県知事 木村守男

INTER誘致推進室設置規程

(設置)

第一条 商工観光労働部にINTER誘致推進室(以下「推進室」という。)を置く。  
(所掌事務)

第二条 推進室は、INTER(国際熱核融合実験炉をいう。)の本県への誘致の推進に関する事務を所掌する。

(推進室の職等)

第三条 推進室に室長を置く。

2 室長は、上司の命を受け、推進室の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

第四条 推進室に必要な総括副参事、副参事、総括主幹、主幹、総括主査、主査及びその他の職員を置く。

2 総括副参事は、上司の命を受け、推進室の所掌事務のうち室長が特に命じた重要事項を掌理する。

3 副参事は、上司の命を受け、推進室の所掌事務のうち室長が特に命じた事項を掌理する。

4 総括主幹は、上司の命を受け、推進室の所掌事務に係る重要な企画、調査及び立案に当たる。

5 主幹は、上司の命を受け、推進室の所掌事務に係る企画、調査及び立案に当たる。

6 総括主査は、上司の命を受け、特に重要な事務を処理する。

7 主査は、上司の命を受け、重要な事務を処理する。

8 その他の職員は、上司の命を受け、推進室の事務に従事する。

(推進室の担当次長)

第五条 商工観光労働部の次長のうちむつ小川原振興室に係る事務を整理する次長は、部長を補佐し、推進室に係る事務を整理する。

(事務の専決及び代決)

第六条 推進室の所掌事務の専決については、青森県事務専決代決規程(昭和三十六年九月青森県訓令甲第二十八号)を準用する。この場合において、同規程第二条第七号中「第二十五条の二の三に規定する課長」とあるのは「第二十五条の二の三に

規定する課長並びにITER誘致推進室長」と、同条第八号中「第二十五条の四に規定する課長補佐」とあるのは「第二十五条の四に規定する課長補佐並びにITER誘致推進室長」と読み替えるものとする。

2 推進室の所掌事務の代決については、青森県事務専決代決規程を準用する。この場合において、同規程第二条第七号中「第二十五条の二の三に規定する課長」とあるのは「第二十五条の二の三に規定する課長並びにITER誘致推進室長」と、同規程第十一条第三項中「工場検査室長」とあるのは「ITER誘致推進室長」と読み替えるものとする。

附 則

( 施行期日 )

- この訓令は、公表の日から施行する。  
(青森県職員服務規程の一部改正)
- 青森県職員服務規程(昭和三十六年九月青森県訓令甲第二十九号)の一部を次のように改正する。  
第十条第二項中「総務部工事検査室」の下に「及び商工観光労働部ITER誘致推進室」を加える。  
(青森県文書取扱規程の一部改正)
- 青森県文書取扱規程(昭和三十六年八月青森県訓令甲第二十七号)の一部を次のように改正する。

別表第二中		「
労政・能力開発課		を
「	「	」
労政・能力開発課	青 労 能	」
ITER誘致推進室	青 ITER	
		に改める。

青森県訓令甲第三十四号

各 出 先 機 関 一 般

青森県災害対策本部の班に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十四年五月三十一日

青森県知事 木 村 守 男

青森県災害対策本部の班に関する規程の一部を改正する訓令

青森県災害対策本部の班に関する規程(昭和三十八年八月青森県訓令甲第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表中

「		を
「		」
「	「	」
労政・能力開発班	青 労 能	
ITER誘致推進班	青 ITER	」

第三条労政・能力開発班の項の次に次のように加える。

ITER誘致推進班

- 一 他の班の実施事項の心援に関すること。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

発行所・発行人	印刷所・販売人
青森市長島一丁目一番一号 青 森 県	青森市古川二丁目七番五号 東 興 印 刷 株 式 会 社

( 毎週月・水・金曜日発行 )

定価小口一枚二百十五円一銭